

大阪柔整だより

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご家族様お揃いでお健やかに新年をお迎えになられた事とお慶び申し上げます。

さて、昨年は不正請求排除を目的とした業界の大きな制度改革が始まりました。

その中で、特に先生方に密接に関係し喫緊の課題となるのが、柔整審査会の権限強化と広告のガイドライン、そして施術管理者の要件ではないでしょうか。

柔整審査会の権限強化による施術管理者の呼び出しも大阪では既に始まっておりますし、更なる権限強化を図るため、厚労省も動き始めていると聞いております。

また、厚労省の広告検討会も昨年 4 回開催され、ガイドライン作成に向け粛々と進められており、新年度には各都道府県に通知され、更に指導が強化されるものと思われま

す。施術管理者の要件については、受領委任の届出にあたり段階的ですが、既に 1 年～3 年の実務経験と、2 日間（16 時間）の研修への受講が義務付けられております。現在、研修受講の申込みが殺到し、希望通り受講できない状況となっておりますが、主催者の研修試験財団において対応を協議中との事でありま

す。この様な厳しい現況ではありますが、社団では 3 年も前に「療養費適正化理念」を発表し、先生方のご理解とご協力のもと、行政、保険者、また審査会において一定のご理解を頂いております。

厳しい経済状況の中、社団に在籍して頂いている先生方のために、役員一同更なる努力を重ね、先生方が少しでもより良い環境で地域医療に貢献して頂ける土壌づくりをしなければならぬと決意を新たにいたしております。

社団が業界の核である事は紛れもない事実です。先生方には、社団の組織強化のため、また業界の将来のため何かとお願いする場面があろうかと存じますが今後もご指導、ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます、また先生方の今年一年の更なるご活躍をご祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 会長 徳山 健司